

# コンタクトレンズ

当院は、「コンタクトレンズ検査料1」の施設基準に適合しているものとして北海道厚生局へ届出を行っております。

コンタクトレンズの診療に係る点数は下記の通りです。

過去にコンタクトレンズ検査料が算定されている場合には外来診療料が算定されます。

項目名	診療報酬点数
初診料	291点
外来診療料	76点
コンタクトレンズ検査料1	200点

診療医師 **柘野 友里**

(眼科診療経験 7年) 令和7年4月現在

上記について、ご不明な点はお相談ください。